

令和4年10月1日から 雇用保険料率が変わります

労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります

	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5 /1,000	8.5 /1,000	13.5 /1,000
建設の事業	6 /1,000	10.5 /1,000	16.5 /1,000

北海道は 令和4年10月2日から 最低賃金が改定になります

令和4年度地域別最低賃金改定状況

北海道	920円	石川	891円	岡山	892円
青森	853円	福井	888円	広島	930円
岩手	854円	山梨	898円	山口	888円
宮城	883円	長野	908円	徳島	855円
秋田	853円	岐阜	910円	香川	878円
山形	854円	静岡	944円	愛媛	853円
福島	858円	愛知	986円	高知	853円
茨城	911円	三重	933円	福岡	900円
栃木	913円	滋賀	927円	佐賀	853円
群馬	895円	京都	968円	長崎	853円
埼玉	987円	大阪	1023円	熊本	853円
千葉	984円	兵庫	960円	大分	854円
東京	1072円	奈良	896円	宮崎	853円
神奈川	1071円	和歌山	889円	鹿児島	853円
新潟	890円	鳥取	854円	沖縄	853円
富山	908円	島根	857円		



中小企業が 知っておきたい

令和3年度税制改正 電子帳簿保存法

電子帳簿保存法とは？

所得税法や法人税法、消費税法など各税法で紙での保存が義務付けられている帳簿や書類について、一定の保存要件を満たした上で電子データによる保存ができることを定めた法律です。

電子的に授受した請求書や領収書などの取引情報の保存義務なども定めています。

電子保存を開始するために特別な手続きは必要ありません。

電子データによる保存は 3つの制度に分かれています

●電子帳簿・書類保存制度

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものを一定要件の下でデータのまま保存できます

●スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類
例：取引先から受領した領収書・請求書等
についてはその書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができます

●電子取引データ保存制度

申告所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定要件の下そのデータを保存することが必要です

帳簿・書類を電子化すると コスト削減などのメリットも！

●電子保存が認められる帳簿

自己がコンピュータを利用し作成する帳簿です。
例：仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳
一部の帳簿のみ電子データで保存する事もできます

ポイント

課税期間の初日から一貫してコンピュータを使用して作成することが必要です。作成する過程で一部を手書きで記録するなどした場合は制度の適用はうけられません

●電子保存が認められる書類

①自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

例：貸借対照表、損益計算書など

②自己がコンピュータを使用して取引相手に交付する書類の写し

例：見積書、請求書、納品書、領収書などの控え等

(株)PEO建機教習センター 技能講習受付開始！

令和4年10月～(株)PEO建機教習センターの技能講習受付が始まっています。
ご希望の講習がございましたら、受講日の1か月前までに当組合までご連絡下さい。
定員に達している場合は受講できない可能性がございます。
助成金が受給出来る場合がございますのでご活用をお考えの方はお申し出下さい。
ご不明な点がございましたら当組合までお気軽にお問合せ下さい。



第2期労働保険料の納期は

10月31日(月)まで

納期が遅れますと延滞金が付く場合がございますのでご注意ください。

口座振替日は

10月31日(月)です

令和4年9月5日～

インボイス無料相談

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度の準備はお済ですか？適格請求書発行事業者となるためには原則令和5年3月31日までに申請登録が必要です。KRビル内、森税理士事務所に個別に相談会を実施しております。日時は調整致しますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

建設連合旭川地方建設組合
TEL 0166-52-2845

協同組合労務厚生事業協会
TEL 0166-59-2201